

平成 27 年度 「平成 27 年度給与改定」及び「旅費日当の見直し」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

平成 27 年 11 月 25 日から平成 28 年 1 月 6 日まで 6 回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
平成 27 年度 給与改定	<p>人事院勧告に基づいた給与改定を行う。</p> <p>一般職給料表及び技能労務職給料表について、神奈川県の新改定給料表に準拠したものとする。</p> <p>勤勉手当について支給割合を改定する。</p> <p>一般の職員 1.50 月分→1.60 月分 再任用職員 0.70 月分→0.75 月分 特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合について改定する。</p>	<p>公民較差を是正するためには、神奈川県の新改定率まで引上げる必要がある。</p> <p>勤勉手当ではなく期末手当の支給割合の改定を望む。</p>	<p>人事院勧告に基づいた給与改定を行う。</p> <p>一般職給料表及び技能労務職給料表について、神奈川県の新改定給料表に準拠したものとする。</p> <p>勤勉手当について支給割合を改定する。</p> <p>一般の職員 1.50 月分→1.60 月分 再任用職員 0.70 月分→0.75 月分 特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合について改定する。</p>
旅費日当の 見直し	<p>旅費のうち日当を廃止する。</p>	<p>日当は国家公務員の旅費制度に準じたものであり、廃止する根拠に乏しい。</p> <p>県内及び東京近県への出張について、日当の廃止は理解できる。</p> <p>日当の趣旨として、出張に係る経費があり、それは公費で支出すべきものである。</p> <p>被災地派遣などは、出張に伴う雑費も多く、一定の配慮が必要ではないか。</p> <p>出張の多い部署の職員は、経済的負担が大きい。</p>	<p>旅費のうち日当を廃止する。</p> <p>出張に伴う必要な経費は予算化の上、執行していく。</p> <p>旅費に災害派遣料を新たに設ける。</p>